平成 21 年 7 月 1 日現在

福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定更新申請手続について

(1)　指定更新の概要

①　介護保険制度の改正に伴い、介護サービスの質を確保する観点から、指定の更新制（６年間）が導入されました。

②　原則として、指定有効期間満了日までに更新を受けなければ、その指定有効期間の経過によって指定の効力を失います。そのため、円滑な指定更新申請手続が行えるように書類提出期限の厳守、現地調査等につきまして、ご協力願います。

(2)　指定更新申請方法

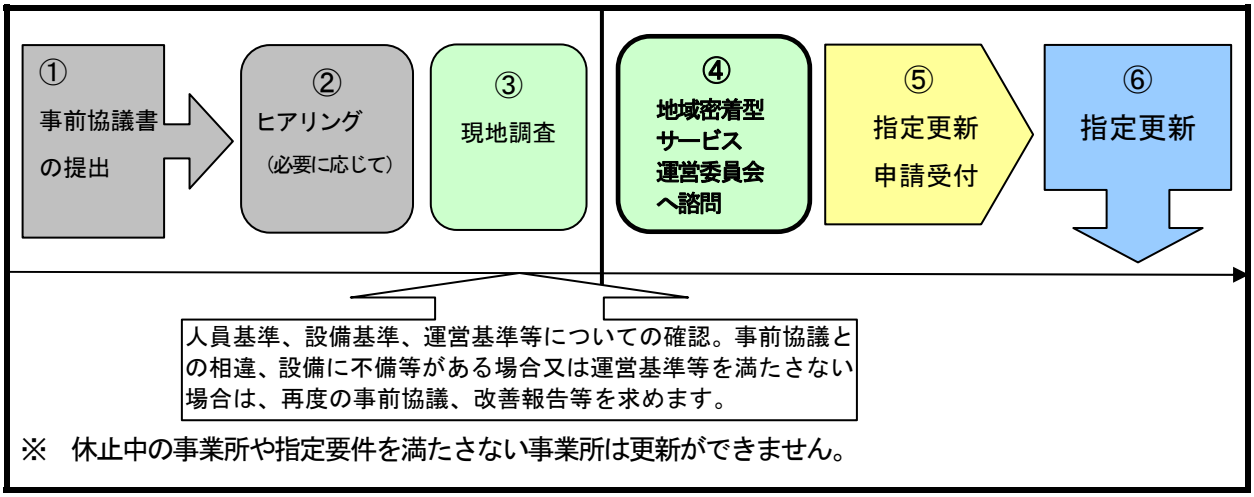

※　休止中の事業所や指定要件を満たさない事業所は更新ができません。

(3)　事前協議

指定有効期間満了月の８～１０ヶ月前頃を目途に、適宜、公文書にて事前協議書の提出を依頼しますので、依頼文書が届きましたら、速やかに事前協議書を提出してください。

※事前協議書の提出に当たっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年３月　厚生労働省令第３４号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年３月　厚生労働省令第３６号）及びその解釈通知等を再度確認した上で、ご記入ください。

（※上記基準等の必要な要件を満たさない場合は、更新ができません。）

(4)　現地調査

地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所としての指定要件を満たしているか、人員基準、設備基準、運営基準等についての確認を行うため、指定更新に際しては必ず現地調査を行います。

現地調査時には、法人の代表者、事業所の管理者及び従業員の立会いを求めます。

なお、現地調査の結果、事前協議内容との相違がある場合や設備に不備等がある場合は、再審査となり、事前協議書の再提出や改善報告等を求めることがあります。

(5)　指定更新申請

現地調査後、地域密着型サービス運営委員会から意見を聴取した後に指定更新申請に係る書類をお渡しします。

(6)　相談及び問い合わせ先

地域密着型サービス事業者指定更新申請に関する相談・質問等は、下記にお問い合わせください。

〇問い合わせ先

福岡市博多区千代４丁目１番２７号福岡県自治会館３階

福岡県介護保険広域連合本部　事業課　育成指導係　℡０９２－６４３－７０５５